

2021年3月

アイオー信用金庫

サイバーセキュリティ取組方針

アイオー信用金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年11月12日法律第104号）、およびサイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成27年12月28日経済産業省策定）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティを認識のうえ、自らリーダーシップを発揮し対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたサイバーセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティにかかるリスク等の発生を迅速に把握するため、平時より情報連携・情報開示に努めます。